

# 立川市都市計画審議会

平成27年12月22日(火)

○日 時 平成27年12月22日(火曜日)午後2時00分

場 所 立川市役所 101会議室

○出席委員(14名)

会 長 15番 古川 公毅 君

副 会 長 10番 高橋 賢一 君

2番 石塚 和生 君

3番 稲橋 ゆみ子 君

4番 梅田 春生 君

5番 大沢 純一 君

6番 上條 彰一 君

7番 小松 清廣 君

8番 佐藤 淳一 君

9番 瀬 順弘 君

11番 長島 伸匡 君

14番 廣瀬 武生 君

16番 古屋 直彦 君

17番 山口 映子 君

○欠席委員(3名)

1番 石川 孝政 君

12番 中山 ひと美 君

\*石川委員の代理として田中警防課長が出席

13番 橋本 芳彦 君

\*橋本委員の代理として佐藤交通課長が出席

○出席説明員

市 長 清水 庄平 君

副 市 長 田中 良明 君

まちづくり部長 栗原 洋和 君

都市計画課長 小倉 秀夫 君

都市計画係長 串田 直隆 君

都市計画係 早井 智子 君

都市計画係 後藤 貴子 君

○議事次第

1 開 会

2 市長挨拶

3 議 題

1 案件審査会

(1) 諮問第3号

立川都市計画 生産緑地地区の変更(立川市決定)

2 報告事項

立川都市計画 高度地区の変更(案)について

4 閉 会

開会 午後2時00分

○小倉都市計画課長     それでは、定刻となりましたので、審議会を開催させていただきます。

本日は、立川消防署長の石川委員、立川警察署長の橋本委員が公務のため欠席となっております。それぞれ田中警防課長、佐藤交通課長が代理で出席をいただいております。

それでは、審議会開催に当たり、市長からご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○清水市長     こんにちは。本日は年末の何かとお忙しいところ都市計画審議会を開催していただきまして、大変ありがとうございました。

おかげさまで立川のいろいろなまちづくりの関係でも、昨年の「イケヤ」に引き続き、つい先ごろ「ららぽーと」も大過なく、交通渋滞の一つもニュースにならずに、グランドオープンができることになりました。大変ありがとうございました。

また、立川駅北口の再開発ビルが正式に「タクロス」というニックネームに変わったそうでございます。立川のタと、それからクロスポイント、十字路というのでしょうか、交流都市にちなんで、クロスポイントがいいだろうということで、立川のタとクロスを合わせて、タクロスというニックネームのビルということだそうでございます。来年の7月末が竣工で、1日付あたりで引き渡しが始まるということのようございまして、入居がそれにつれて8月の中旬ごろと聞いております。課題であります電気屋さんの入居は、中のいろいろな造作もあるようございまして、二、三カ月はかかるだろうと聞いております。今の様子ですと、10月末か11月の初めごろオープンするのではないかという見通しを立てていらっしゃるという、理事長さんからもそんなお話がございました。

また、立川駅北口国有地のA2・A3地区、約4ヘクタールでございますけれども、立飛さんが買っていただきました。来年のどこかでは原案をお示しできるだろうという、これは社長さんとの立ち話でございますけれども、そんなお話も伺っているところでございます。

まだ課題は次から次へと山積の状態でございます。ぜひ、都計審の皆様方にも、今までと同様に、さまざまな角度からのご意見を頂戴し、立川のまちの発展にお手伝いをいただければありがたいと思っているところでございます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○小倉都市計画課長 ありがとうございます。では、会長、進行をよろしく願いいたします。

---

○古川会長 それでは、ただいまから立川市都市計画審議会を開催します。

○小倉都市計画課長 では、最初に、清水立川市長より諮問をお願いいたします。

○清水市長 立ま都第1290号、平成27年12月22日。

立川市都市計画審議会会長、古川公毅殿。立川市長、清水庄平。

都市計画について諮問。

記。審議会に次の事項について諮問します。

1、諮問第3号 立川都市計画 生産緑地地区の変更(案)について(立川市決定)。

諮問理由。生産緑地法第10条に基づく買取申出による行為制限の解除となった生産緑地地区の一部、または全部を廃止すること、及び農林業との調整を図り、良好な都市環境の形成に資するため、市街化区域内において適正に管理されている農地等を新たに生産緑地地区として追加指定することについて、都市計画法第21条第2項において準用する都市計画法19条第1項の規定に基づき、貴審議会に諮問するものです。

どうぞよろしく願いいたします。

○古川会長 ただいま市長さんからお預かりをいたしました。

○小倉都市計画課長 傍聴人いらっしゃいます。

○古川会長 いらっしゃいますか。そうですか。

本日、傍聴される方々に申し上げます。席上に配付しました「傍聴者の方へ」という用紙に傍聴中の禁止事項が記載されております。これらの行為が行われた場合、退席を求めることとなりますので、ご了承をお願いいたします。

---

○古川会長 それでは、案件審査会に入ります。

本日、審議いたします案件は、諮問第3号、立川都市計画 生産緑地地区の変更(案)についてでございます。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○小倉都市計画課長 それでは、説明させていただきます。パワーポイント等を使わせていただきまして、長くなりますので、着席にて説明させていただきます。

立川都市計画生産緑地地区変更(案)について説明させていただきます。お手元の資

料をご覧ください。1ページから14ページが都市計画決定図書の写し、15ページから19ページが参考資料、図面は縮小版になっております。

資料の1ページ、立川都市計画生産緑地地区の変更をご覧ください。生産緑地地区を次のように変更するものです。

第1、種類及び面積についてです。今回の生産緑地地区の変更の予定面積は、約206.70ヘクタールです。参考に、昨年度は約210.17ヘクタールであり、約3.47ヘクタールの減少となります。

第2、削除のみを行う位置及び区域についてです。農業の主たる従事者が死亡もしくは故障に至ったため、生産緑地法第10条の買取申出により、同法第14条の規定による行為制限が解除された生産緑地地区の一部または全部の削除を行います。削除は17件、約3万9,270㎡です。

第3、追加のみを行う位置及び区域についてです。農林業との調整を図り、良好な都市環境の形成に資するため、市街化区域内において適正に管理されている農地等を指定するものであり、2件の地区で約1,240㎡を新たに生産緑地地区に追加指定いたします。

資料の2ページ、新旧対照表と変更概要をご覧ください。

新旧対照表の一番左下の段にあります「計」の欄をご覧ください。

変更前の件数及び面積は、昨年度告示において384件、約210.17ヘクタールです。変更後の件数は、変更前の件数から4件減り380件、面積は、削除、追加及び面積精査をいたしまして、3万4,730㎡減り、約206.70ヘクタールです。

資料の3ページをお開きください。このページから14ページまでは、立川都市計画生産緑地地区の計画図です。今回、変更を行う地区を図示しております。凡例にありますように、既に指定されている区域を「既指定区域」として縦線を表示、「今回削除のみを行う区域」を黒塗りつぶしで表示、「今回追加のみを行う区域」を横線とピンクの塗りつぶしで表示しております。

ここからパワーポイントを使って説明をさせていただきます。

これからお見せする生産緑地の写真は、9月下旬に撮影された現地の状況となっております。

まず、西砂町四丁目付近でございます。地区番号1番の黒く塗りつぶしてある区域が買取申出による削除です。南側の地区の状況です。北側の状況でございます。

次に、西砂町三丁目付近、地区番号59番、60番、ともに黒く塗りつぶしてある区域が

買取申出による削除区域でございます。地区番号59番、次に60番の状況となっております。

次に、一番町六丁目付近、地区番号21番の黒く塗りつぶしてある区域が買取申出による削除でございます。21番の状況写真でございます。

次に、西砂町六丁目付近、地区番号20番の黒く塗りつぶしてある区域が買取申出による削除でございます。北側地区でございます。南側の地区でございます。

次に、一番町四丁目付近、地区番号27番の黒く塗りつぶされている区域が買取申出による削除でございます。地区の状況でございます。

次に、一番町一丁目及び四丁目付近、地区番号107番の横線とピンクで塗りつぶしてある区域が生産緑地地区に新たに追加する区域でございます。地区番号117番の黒く塗りつぶしてある区域が買取申出による削除区域でございます。地区番号107番の追加区域は、地権者から生産緑地に指定したい旨の申請があり、現地を確認し、農地として利用されているため、追加指定をいたします。地区番号117番、北側、南側でございます。

次に、上砂町五丁目付近、地区番号30番、31番、135番の黒く塗りつぶしてある区域が買取申出による削除でございます。地区番号30番の状況でございます。地区番号31番の状況でございます。地区番号135番の状況でございます。

次に、上砂町四丁目付近、地区番号144番の黒く塗りつぶしてある区域が買取申出による削除でございます。地区番号144番の状況でございます。

次に、砂川町八丁目付近、地区番号41番、45番の黒く塗りつぶしてある区域が買取申出による削除でございます。地区番号41番の状況でございます。45番の状況でございます。

次に、砂川町六丁目、柏町三丁目、四丁目付近、地区番号208番、242番の黒く塗りつぶしてある区域が買取申出による削除区域でございます。地区番号431番の横線とピンクで塗りつぶしてある区域が生産緑地地区に新たに追加する区域でございます。地区番号208番の状況でございます。地区番号242番の状況でございます。北側、南側です。次に地区番号431番の追加区域でございます。現地を確認し、農地として適正に利用されているため、追加指定をいたします。

次に、砂川町一丁目付近、地区番号226番の黒く塗りつぶしてある区域が買取申出による削除でございます。地区番号226番の状況写真でございます。

次に、栄町五丁目付近、地区番号330番の黒く塗りつぶしてある区域が買取申出による

削除でございます。地区番号330番の状況となっております。

以上で、都市計画決定図書の説明を終わります。

資料の15ページから19ページには、参考資料を添付してございます。15ページには参考資料1、立川都市計画生産緑地地区変更箇所位置図、16ページ、参考資料2、生産緑地地区削除案件の買取申出日一覧表、17ページ、参考資料3、生産緑地地区の推移、18ページ、参考資料4、立川都市計画生産緑地地区指定状況一覧、19ページ、参考資料5、耕作別経営農地調査表及び平成27年度生産緑地削除地区内の耕作物一覧となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○古川会長 以上で説明は終了しました。ご意見、ご質問等がございましたらお受けいたします。

はい、どうぞ。

○上條委員 ことは都市農業を守る法律もできまして、私としては農地の減少に多少歯止めがかかるのかなと期待をしていたわけでありまして、3万9,270㎡の生産緑地削除ということで、資料を見せていただきますと、この制度が始まって以来、5番目に多い農地の減少ということになると思うわけでありまして。

先ほど、説明がございましたように、農業従事者の死亡や故障により、買取申出が出たけれども、それに対応できないということで、もう少し詳しい状況がわかりましたら、明らかにしていただければと思います。

また、制度発足以来、5番目に多いということで、依然として農地の減少に歯止めがかからないわけでありまして、市長としてはこら辺どのような見解をお持ちになっておられるか、恐らく見解がお有りだと思いますので、お聞かせいただければと思います。

それから、追加指定でありますけれども、追加面積2件で1,240㎡ということでありまして、市街化区域内の農地であります、どういう農地ということになるのか、先ほどパワーポイントを使って、大体見た目はしっかり農業がやられているということでわかりますが、恐らく生産緑地指定を一旦外して、それで農業をこれからもやっというということで、農業委員会もご努力をされて、農業者の方の申請を受けてということになるのかなと思いますが、そこら辺の内容がわかりましたらお答えをいただければと思います。

以上です。



○古川会長　　今の質問の中の2つ目の市長の見解を伺うということは、市としての見解を伺うということでお受けしたいと思います。

○小倉都市計画課長　　削除の状況についてです。今回、削除件数が17件ございまして、資料の1ページ目をご覧ください。1番、それから59番、60番、330番が故障認定による解除でございます。そのほかの13件につきましては、主たる農業従事者の死亡により、買取申出が出たところでございます。

それから農地の減少についての見解といったところで、委員からもご指摘がございましたように、本年4月に都市農業振興基本法という法律が新たに制定をされてございます。この中ではまず政府としての農業振興に対する法制上、財政上、税制上、金融上の措置を求めることが謳われてございます。そういった中、総合的、計画的に施策が推進されるように、都市農業振興基本計画の策定が政府に対して義務づけが行われてございます。現在、政府ではこの都市農業振興基本計画の策定をしていると聞いておりまして、28年の春ごろに政府としてこの基本計画を策定する見込みであるといったことを聞いているところでございます。これを受けまして、地方公共団体も、これは法制度の第10条の中に、都市農業の振興に関する計画を定めるよう努めなければならないといった努力義務が策定されてございます。そういった中で、東京都等に見解をお伺いしたところ、まずは政府の農業振興基本計画の公表を受けて、東京都としても検討をしていきたいといったことを聞いているところでございます。

本市におきましても、第4次農業振興計画が平成31年までの計画として、今年度策定をしているところでございますけれども、当然、こういった新たな法律、政府、それから広域行政体である東京都等の策定の状況を踏まえながら、この第4次計画の改訂という形になるのか、または改めて振興計画等をつくり直すかということについては検討してまいりたいと考えているところでございます。

それから追加の2件ということですが、もともと生産緑地であったものを解除し、原則改めて追加することはできないルールになってございます。平成4年の法改正の段階に、いろいろな土地利用を鑑み、生産緑地の指定を行ったところと、宅地化農地といった畑にはしているけれども、当時は生産緑地に指定をしていなかったという状況の中で、さまざまな要件があると思いますけれども、そういった中で宅地化農地の部分について改めて、生産緑地に追加をしたいといった申し出があったということです。ですから、例えば農地だったものを宅地にして、それを戻したということではありません。畑だっ

たもので当時生産緑地と指定したところと、していなかった宅地化農地分について、改めて今回、税制等も含めてだとは思いますが、追加指定を行ったといったことになってございます。

以上でございます。

○古川会長　　どうぞ。

○上條委員　　状況はよくわかりました。それでこの関係でいいますと、環太平洋連携協定、TPPが大筋合意ということになりまして、今、農業者の皆さんの置かれた状況というのは、一層厳しさを増すのではないかと考えているところでもあります。農地の保全と言っても、やはり個々の農業者の方の自助努力だけでは保全できないというのが今の状況ではないかと思うわけでありまして、そうしますと、この都市農業振興基本法を受けて、政府や各自治体がどう頑張るのかということが問われてくると思っております。

それで、今、ご答弁にありましたように、宅地化農地については追加が可能であるが、一旦解除したものは追加指定できないということですが、いろいろ農業者の方のお話し聞いてみますと、相続税払うために、一旦解除するけれども、いろいろやってみると農地として残していきたいものもあるという、そういうこともお聞きをしておりますので、そこら辺の運用の緩和というか、そういうことも検討していく時期に入っているのではないかなと思います。それからこういう追加指定ができるということも積極的にPRもして、残せる農地はしっかり生産緑地の指定を受けて残していただくということが必要なのではないかと思いますが、見解をお聞かせいただきたいと思っております。

○小倉都市計画課長　　TPP含めて、農業の状況というのは非常に厳しい状況になってきており、農業経営といった部分では、非常に苦しい状況になっているという認識は持っております。

そういった中、東京都下、23区も含めて、ことしの4月に特区申請を行っているところでございます。本市におきましても、本年4月に特区の申請を行っております。また例年行っておりますけれども、都市農地保全推進自治体協議会といったものがございまして、こちらの会長は練馬区長さん、そして立川市長は副会長といった立場で、農林水産大臣及び国土交通大臣に対して、要望を行っているところでございます。その中で特に生産緑地に関しての要望ですと、一つには現在、1地区の面積の最低要件が500㎡ということになってございます。これを各自治体の裁量によって、もう少し縮小することを見直せないかという要望をあげてございます。

また、例えば2人の地権者の農地で500㎡といったような状況で形成されている場合、片方の地権者さんに相続等が発生して、半分の250㎡の土地が解除された場合に、自動的に1地区は500㎡未満になりますので、通称「道連れ解除」と言っているのですが、そういったものについても要件の緩和をできないかといったことについて申し入れをさせていただきます。

また、相続税納税猶予制度を受けている場合について、農地としての貸出ができないことになってございますので、そういったことについても緩和をしていただきたい。そういった貸出をした場合においても、仮に相続等が発生した場合については、買取申出をしていただきたいといった生産緑地法に伴う要望について、都市農地保全推進自治体協議会といった名称で、国に要請を出しているところでございます。

このように、農業環境というものは都市計画というよりはどちらかと言えば、税制によるところが大きいところがございますので、こういったことについては、各団体や特区申請等を使って、市街地での農地の保全に努めていく活動をしているところでございます。

また、一旦解除された生産緑地の再認定については、生産緑地を扱う都市計画分野において、常に議論があるところでございます。ただ、生産緑地地区というのは、都市計画決定で行っているものですから、個人の都合で、その都度変えることを容認していいのかといった議論もあるところで、この辺については、各関連市、東京都等、全国事例を含めて、そういった事例について、研究と検討は行っているところでございます。

以上です。

○古川会長　よろしいですか。ほかにございませんか。

どうぞ。

○稲橋委員　今、上條委員の質疑の中で状況はわかりました。やはり都市農業振興基本法、これができたことによる期待というのが、生活者のほうからも求められる中で、今後こういう法律にあわせて、活用、運用ができるということを願っているわけです。そこでお伺いいたしますが、今回、追加の指定がなされたということは、ご説明としてわかりましたけれど、今後農地が減少することに対して、歯止めをかける、追加指定が広がるということを望むわけです。現状として今回のところは、市内で宅地並み課税の農地とされていたものが、今回、指定をされたということですがけれども、市内全体で見ると、そういった場所がどのぐらいあって、市としてどう捉えているのかということだ

け、お聞かせいただきたいと思います。

○古川会長　　お願いします。

○小倉都市計画課長　　資料の18ページ、参考資料4をご覧ください。上の表でございます。今回、生産緑地地区として変更・告示いたしますのは、206.7ヘクタール。その下の宅地化農地面積、これがご質問の面積かと思えますけれど、現在、30.93ヘクタールといった土地がございまして、理論的にはこの30.93ヘクタールというのは農業委員会において農地指定を受けているところでございますので、基本的には生産緑地に追加指定はできるといったことにはなりますが、これは地主さんとして、あえて平成4年の法改正のときに、宅地化農地と生産緑地といったすみ分けをしたといった個人のご都合があらうかと思えますので、可能性としては30.93ヘクタールの追加指定が理屈上は可能ということになります。ただ、現実的には追加指定というのは、それほど多くないかなという認識しているところでございます。

○稲橋委員　　数字的なところはご説明をいただいて、資料の中の30.93ヘクタールがマックスというか、その中であとは個人の判断という状況かと思えます。いずれにしても都市農業振興基本法、これに基づいて何らかの猶予も含めて展開することを期待するばかりです。状況としてはわかりました。

そして、ご説明いただいた9ページのところですけれども、ここについて一点、お伺いいたします。ここの今回削除をしたという区域の31番というところ、説明がありましたが、まちづくりというところで道路線形にかかってくる部分もあるのかなと思うわけなんです、この場所がそういったところにかかってくるのかどうか。あわせて今回の削除、買取申出の理由がわかれば、お聞かせいただきたいと思います。

○小倉都市計画課長　　9ページの都市計画決定図書をご覧ください。ちょうどこの31番と135番の部分に、都市計画道路の線形が入ってございます。この道路は、立3・3・3号新五日市街道線でございます。この土地については、基本的に都市計画道路線の用地となつてございますので、本来であれば道路予定地として公共が取得すべき土地であらうと考えられますが、現在、立3・3・3号線につきましては、都市計画決定は行っておりますが、まだ事業認可をとっていないところでございます。東京都施行の路線になりますが、まだ予算化ができないといった状況ですので、このような買取申出があったという状況になってはいますが、将来的には都市計画道路の用地として、東京都さんが用地買取を行っていくこととなりますけれども、今回においては、東京都さんにおいても買うこ

とができなかったといった状況となっております。

以上です。

○古川会長 よろしいですか。

○稲橋委員 都市計画道路ではなくて。

○稲橋委員 市道。北に向かって2級25号線にかかってくる場所と関係あるのかどうか。

○小倉都市計画課長 2級25号線、駅前広場。これは都市計画道路ではないので、線形が入っておりませんが、その部分にかかっていない部分になりますので、今回は買取をしていないといった状況になります。これが2級25号線の用地買収区域であれば、優先的に買えるわけですから、当然、市としては先行取得するべきところですが、31番、今回は予定線の区域外といったところでご理解いただきたいと思います。

○稲橋委員 わかりました。

○古川会長 よろしいですか。

ほかにございますか。どうぞ。

○山口委員 質問させていただきます。都市農地が減っていくということは、非常に立川の産業にもかかわることなので、寂しいなと受けとめております。ただ、もろもろ農家さんのご事情もあると思いますので、致し方ないところもあるというふうにはちょっとあきらめたような受けとめ方をしております。

こちらの図面を見せていただきますと、部分的に短冊状に解除をされていくというところがよく見えてきていまして、こういうところで宅地開発をされるときに、開発業者さんは開発区域の中で上手に計画を立てると思うのですが、もともと農地の多いところは道路基盤が脆弱だということがございますので、もっと全体としての生活道路ネットワークのことを考えていかないと、生産緑地が解除されて、良好な市街化に結びつくかというところは、ちょっと不安な思いがしております。一つは、基盤整備について、立川市さんのお考えを伺えたらと思います。

また、農地はオープンスペースとしての役割もございますので、こうして端から順々に解除をされていきますと、貴重なオープンスペースが失われるということも事実だと思います。やはり市街化区域ですので、適切なオープンスペースの確保ということ、位置も規模もあるかと思っておりますけれども、どのような手法で立川市さんは緑地を確保、保全しておられるのかなということをお伺いしたいと思います。

○古川会長 では2点お願いします。

○小倉都市計画課長　　まず、特に砂川と言われている地域におきましては、都市基盤である道路がまだまだ未整備、十分でないといった状況にあります。そういった中で一つには道路ネットワークでは、都市計画道路といったものがございまして、これを着実に進めていくということが都市基盤の一番スタンダードなところになるだろうと考えてございます。

また、こういった農地等が相続等で売却されますと、ご指摘のように、開発事業といまして、道路を入れ宅地割りしていくといったことが多く見受けられます。そういった場合につきましては、立川市の「まちづくりの指導要綱」がございまして、公道の拡幅といったことについて協議をさせていただいております。例えば前面道路が3.64メートルであれば、そこから新しくつくる道路については、道路の中心線から一般的には3メートル下がって、拡幅整備をしてくださいといったお願いをしています。こういったことを続けていきますと、例えば一つの道路の両方に全部生産緑地があつて、仮に開発が行われますと、時間はかかりますけれども、最終的に6メートルの道路ができるといったことを想定して、センターから3メートルもしくは3.25メートルといった部分もございまして、そういった公道拡幅にご協力をいただいているところでございます。

また、オープンスペースはなかなか難しいですけれども、最後に緑化地のお話がございましたが、またこの「まちづくり指導要綱」におきまして、3,000㎡を超えますと、住居系の用途であれば、区域の6%以上の提供公園をつくってくださいといったことで、開発事業の中で6%以上の公園を整備していただく。または、宅地造成において、緑化義務といった形で公園はなくても区域面積の5%、6%、4%といったような形で、緑化についてご協力をいただいているといったことで、オープンスペースや緑化について、指導要綱を介しまして、協議をさせていただいているところでございます。

以上です。

○古川会長　　よろしいですか。どうぞ。

○山口委員　　よくわかりました。ありがとうございます。

都市計画道路という大きな基盤をつくるのが先決だということでお話があったかと思えます。そのとおりかと思えます。それにつながる生活道路ネットワークというものも、今後市街化に向けてはきちんとつくっていかないと、なかなか暮らしやすい街にならないような気がしますので、公道の拡幅にあわせて、つながりということも考えたご指導

をしていただければいいのかなと思います。

もう一つ、オープンスペースですけども、農地のこの立川の端のほうですね。農地だからこそその景観を醸し出していると思ひまして、私は非常に気持ちがほっとするようなところが好きなんです。確かに開発のときに緑化をお願いしたり、提供公園をお願いしたりということは、開発指導要綱で努力をされていることと思いますけれども、そういうつくった緑と農地の緑というのは、ちょっと景観の質が違うような気がいたします。それで今後はこれからいろいろな開発が進む中で、市民と一緒にどんな景観を残していくのか。それがどういう生産緑地を残していくのかということもあると思うのですが、そういうことも対話をしながら考え方を一緒につくらせていただければと思います。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○古川会長　　ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○古川会長　　それでは、このことについて、討論を行います。

討論はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○古川会長　　それでは、採決を行いたいと思います。

諮問第3号、立川都市計画生産緑地地区の変更（案）について、原案のとおりとすることに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○古川会長　　それでは、ご異議がございませんので、諮問第3号については原案のとおりといたします。

それでは、この場で答申をお渡しすることになりますので、事務局で答申を作成いただく間、暫時休憩にいたします。5分程度。

（休 憩）

○古川会長　　それでは、休憩を解いて会議を再開します。

答申書を読み上げ、市長に提出いたします。

立都審第7号、平成27年12月22日。

立川市長、清水庄平殿。立川市都市計画審議会会長、古川公毅。

都市計画について答申。

平成27年12月22日付、立ま都第1290号により立川市長から諮問のあった下記の事項について、平成27年12月22日開催の当審議会において、本市の実情を熟慮の上、各委員が忌憚なく意見を述べ、この案件を慎重に審議した結果、下記のとおり答申する。

記、答申一、諮問第3号、立川都市計画、生産緑地地区の変更（案）について（立川市決定）は、原案は妥当である。

以上です。よろしく申し上げます。

○清水市長　　どうもありがとうございました。

○古川会長　　それでは、以上で案件審査会を終了いたします。

傍聴の方はこれより次回の審議予定案件の報告事項となりますので、ご退席をお願いいたします。

---

報告事項の議事録については、省略

---

○古川会長　　それでは、これをもちまして、立川市都市計画審議会を終了いたします。

本日はどうもありがとうございました。

また、よいお年をお迎えください。

閉会　午後3時18分